

はじめませんか エコな暮らし



市は、新エネルギーおよび省エネルギー機器の購入・設置にかかる費用に対し、次のとおり①～④の補助金を交付します。

* 募集期限 / ①12月28日 ②～④平成28年3月31日

* 申込 / 6月1日から募集期限までの平日に、環境衛生課で配布の申請書(市HPからダウンロード可)に必要事項を記入し、同課へ

▶ 補助事業の説明会を開催

* とき / 5月23日(土) 午前10時～11時

* ところ / 情報工房5階セミナー室

① 地下水利用地中熱ヒートポンプ

▶ 地下水利用地中熱ヒートポンプは、地中温度と外気温との温度差を利用した空調システムです。夏季は放熱源、冬季は採熱源として地中の熱を利用します。



* 応募条件 / 次の条件をすべて満たす人
① 市内に住所を有する人、市内に事業所を有する中小企業者、市内に施設を有する医療法人、学校法人、NPO法人など
② 市税を完納している人

* 補助要件 / 地下水を利用した地中熱ヒートポンプであること

* 補助金額 / 購入価格、設置工事費の合計額の50%以内(上限100万円)

* 募集件数 / 5件程度(予算の範囲内で先着順)

* 備考 / 設置前の申請が必要



地下水利用地中熱ヒートポンプのしくみ

ごみの「屋外焼却」は禁止されています

各家庭で、ごみを屋外焼却することは法律で禁止されています。屋外焼却は、ばい煙や悪臭などで近隣に迷惑がかかるだけでなく、ダイオキシンの発生にもつながります。

各家庭ではごみを燃やさず、分別を徹底し、必ず指定された日に「ごみステーション」に出してください。

詳しくは、環境衛生課(☎47-8563)へ。



中心市街地への定住を促進

住宅の新築・取得に利子補給

市は、大垣市中心市街地活性化基本計画で定められた中心市街地区域内で、新築住宅を取得した一定の条件を満たす人に、借入金の利子補給金(5年間で最大50万円)を交付する「まちなか住宅取得支援事業」を行っています。

▶ 対象者…次の条件をすべて満たす人

- ① 大垣市中心市街地の区域外に1年以上継続して居住し、同区域内で、居住用住宅を新築または、新築の住宅・分譲型共同住宅(マンション)を取得し、その住宅に転入・転居した人
※住宅1戸につき1人
- ② 市税等を完納しており、①の住宅の取得資金として金融機関

エネルギーを大量に消費する生活による化石燃料の枯渇や地球温暖化など、さまざまな問題に直面している現在、環境にも優しい新エネルギーや省エネルギー機器が注目されています。

地球環境を守るため、エコな暮らしを始めてみませんか。詳しくは、環境衛生課(☎47-8563)へ。

② 太陽光発電設備

▶ 太陽光をソーラーパネルで電気に変えるシステム。家庭や企業などで広く浸透している新エネルギー機器です。



* 応募条件 / 次の条件をすべて満たす人
① 自ら居住する市内の住宅に補助対象機器を設置した人、または補助対象機器付き建売住宅を購入した人
② 補助対象機器に自立運転コンセントが設置されており、電気事業者との系統連携の契約を締結した人
③ 市税を完納している人

* 補助要件 / 自立運転コンセントが設置されていること

* 補助金額 / 1kWあたり1万円(上限4万円)

* 募集件数 / 300件程度(予算の範囲内で先着順)

③ エネファーム(家庭用燃料電池)、家庭用蓄電池

▶ エネファームは、LPガスなどから水素を抽出し、空気中の酸素と反応させて電気を作り出すシステム。家庭用蓄電池は電気を蓄えることができるシステムです。太陽光発電などと連携すると、効率的に充電することができます。

* 応募条件 / 次の条件をすべて満たす人
① 自ら居住する市内の住宅に補助対象機器を設置した人、または補助対象機器付き建売住宅を購入した人
② 市税を完納している人
③ 国の補助金の交付決定通知を受けていること

* 補助金額 / 1台あたり10万円

* 募集件数 / 計70台(先着順)

④ 次世代自動車充電電省エネ設備(外部電源設備・V2H)

▶ 次世代自動車充電電省エネ設備は、電気自動車などが蓄電している電力を、住宅用電源として利用するシステムです。災害時の移動電源となるほか、電力需要のピークシフトの役割を果たします。

* 応募条件 / 次の条件をすべて満たす人
① 市内に住所を有する人で、自ら所有する次世代自動車に外部電源設備を導入、または外部電源設備付き次世代自動車を購入した人、または居住する市内

の住宅にV2Hを設置した人
② 市税を完納している人
③ 国の補助金の対象設備を導入した人は、国の補助金の交付額確定通知を受けていること

* 補助金額 / 1件あたり5万円

* 募集件数 / 20件(先着順)



などから100万円以上の融資を受け、交付申請時に借入金残高が100万円以上ある人

▶ 対象住宅…次の条件をすべて満たす住宅

- ① 戸建住宅、店舗等併用住宅(居住用に使う面積が90%以上)、分譲マンション(中古住宅、賃貸住宅、増改築などは対象外)
- ② 登記簿記載の居住部分の床面積が50㎡以上で、台所、水洗便所、収納・洗面設備、浴室を有する住宅

▶ 交付期間…5年間 ※借入金残高が100万円未満になると終了

▶ 交付額…10万円または各年度の利子支払額のいずれか少ない方の額

▶ 申請期限…対象住宅を取得した日から1年以内

▶ 問合せ…住宅課(東庁舎2階、☎47-8184)

